

4 府 監 第 4 号 の 2
令 和 4 年 6 月 6 日



請求人代表 甲田 直己 様

府中市監査委員	町 田 昌 敬
同	太 田 進 司
同	酒 井 克 典
同	市 川 一 徳

住民監査請求に係る結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和4年4月13日付4府監第4号で収受した府中市職員措置請求書に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、別紙のとおり通知します。

住民監査請求結果通知書

府中市監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

請求人代表 甲田 直己 他27名(略)

2 代理人

弁護士 村松 暁 他2名(略)

3 請求の提出

令和4年4月13日

4 請求の要旨

請求人より提出された請求の要旨及び請求の具体的な内容は、次のとおりである。
なお、職員措置請求書より転記をした。また、陳述時に監査委員が請求書記載内容の誤りを指摘し、請求人の確認のうえ修正を行ったので、その内容を反映している。

(1) 請求の要旨

ア 四谷さくら公園(1期)拡張整備工事の談合行為について

四谷さくら公園(1期)拡張整備工事は、官製談合により関係者の有罪判決が出されている後述の四谷さくら公園(2期)拡張整備工事及び浅間町1丁目地内道路新設工事に係る違法不当な契約・代金支払と同様、池田土木が最低制限価格等の情報を不正に入手し、最低制限価格と僅か470円の差で入札した上で落札した疑いが濃厚である。したがって、その場合に、談合を行ったと考えられる池田土木、情報漏洩に関与した関係者は、市に対して不法行為責任を負い、市は、業者及び関係者に対して損害賠償請求を行うべきであるが、それを怠っている。

また、市長は、塚田元部長からさくら2期工事及び浅間町工事について情報漏洩の事実を告白された時点で、さくら1期工事についても同様の談合が起きている可能性があることを認識し得たのであり、損害賠償請求を行うべきであるにもかかわらず、市長はそれを怠り、必要な調査すら行っていない。

よって、監査委員は、①市長に対し、さくら1期工事について関係当事者へ聴取するなどして不正行為の有無について調査し、早期に明確にすること、②市長に対し、池田土木及び関係者に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市長等に対し、府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

イ 四谷さくら公園(2期)拡張整備工事の談合行為について

既に関係当事者の刑事事件において有罪判決が確定しているとおおり、四谷さくら公園(2期)拡張整備工事において、府中植木代表取締役(当時)の田中善雄が、村木茂府中市議(当時)を通じて、塚田雅司都市整備部長(当時)からさくら2期工事の最低制限価格等の情報を入手し、最低制限価格より9円高い金額で入札し、落札した。このとおおり、さくら2期工事において、談合が行われたことは明白である。

したがって、さくら2期工事に関する契約締結、及び契約に基づく請負代金の支

払い等について違法不当であることから、府中植木、村木元市議、塚田元部長の不法行為責任は明白であるにもかかわらず、市は上記関係当事者に対して、損害賠償請求を怠っている。

また、市長は、2019（令和元）年9月の時点で、塚田元部長から談合の事実を知り得ていながら、さくら2期工事を中断することもしない上、事実関係の調査等すらせず、当該工事を進行させて上記談合行為を追認し、最終的には、府中市から府中植木に対し、さくら2期工事代金を支払わせている。この市長の行為は、市に対する不法行為責任が成立するものであるところ、市は市長に対して、損害賠償請求を怠っている。

よって監査委員は、①市長に対し、府中市の被った損害を填補するため府中植木、塚田元部長、村木元市議に対する損害賠償請求を行うこと、②府中市に対し、市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

ウ 浅間町1丁目地内道路新設工事の談合行為について

既に関係当事者の刑事事件において有罪判決が確定しているとおり、浅間町1丁目地内道路新設工事において、池田土木代表取締役（当時）の池田伸夫が、玉川造園代表取締役（当時）の玉川龍昭、及び、臼井克寿府中市議（当時）を通じて、塚田雅司都市整備部長（当時）から浅間町工事の最低制限価格等の情報を入手し、最低制限価格と同額で入札し、落札した。このとおり、浅間町工事において、談合が行われたことは明白である。

したがって、浅間町工事に関する契約締結、及び契約に基づく請負代金の支払い等について違法不当であることから、池田土木、玉川造園、臼井元市議、塚田元部長の不法行為責任は明白であるにもかかわらず、市は上記関係当事者に対して、損害賠償請求を怠っている。

また、市長は、2019（令和元）年9月の時点で、塚田元部長から談合の事実を知り得ていながら、浅間町工事を中断することもしない上、事実関係の調査等すらせず、当該工事を進行させて上記談合行為を追認し、最終的には、府中市から池田土木に対し、浅間町工事代金を支払わせている。この市長の行為は、市に対する不法行為責任が成立するものであるところ、市は市長に対して、損害賠償請求を怠っている。

よって監査委員は、①市長に対し、池田土木、玉川造園、塚田元部長、臼井元市議に対する損害賠償請求を行うこと、②府中市に対し、市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

エ 浅間町1丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

浅間町1丁目地内道路新設工事では、29,109,353円もの追加発注工事がなされているが、この追加発注工事は具体的・客観的に疑義がある。また、談合行為が行われた当初から、この当該追加工事が行われることが想定されていた蓋然性が高い。しかも、付帯工の増額分（14,494,585円）に係る代金設定にも

問題がある。さらには、追加工事として契約変更をしているが、追加工事の規模等からして、本来は追加工事による対応では無く、そもそも別途入札等による対応を行うべきだった。

以上からすれば、浅間町工事に係る請負契約締結、追加発注、及びそれらに基づく請負代金支払いについて、違法不当な財務会計行為といえる。また、池田土木、玉川造園はいずれも府中市に対し不法行為責任を負うべきであり、談合に関わった臼井元市議、塚田元部長にも不法行為責任が及ぶ可能性がある。

それにもかかわらず、市は的確な調査を行うことなく、上記関係当事者に対して、請負代金の返還請求や損害賠償請求を怠っている。

よって、監査委員は、①市長に対し、浅間町工事について、関係当事者へ聴取するなどして違法性・不当性の有無等について調査し、早期に明確にすること、②市長に対し、池田土木、玉川造園、塚田元部長、臼井元市議に対する損害賠償請求等を行うことなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(2) 請求の具体的な内容

ア 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事の談合行為について

(ア) 怠る事実等の内容

a さくら1期工事は、談合が行われた浅間町工事と同様、入札をした業者が池田土木であること、落札価格と最低制限価格との差が僅か470円しかないことのみならず、村木元市議及び臼井元市議が府中市職員に対し、さくら2期工事及び浅間町工事以外の別の工事で同様の情報を不当に要求していたとも言われている。

そうすると、さくら1期工事についても、さくら2期工事及び浅間町工事と同様、池田土木が、関係者を通じて、最低制限価格等の情報を入手し、最低制限価格と僅か470円の差で入札した蓋然性が高い。

b したがって、さくら1期工事に関する契約締結、同契約に基づく請負代金の支払い等について違法不当である疑いが濃厚であることから、談合を行ったと考えられる池田土木、情報漏洩に関与した関係者は市に対して不法行為責任を負い、市は、業者及び関係者に対して損害賠償請求を行うべきであるが、それを怠っている。そして、府中市の損害は工事代金の10%を下回るものではなく、少なくとも工事代金の30%以上に相当する。

c さらに、市長は、塚田元部長からさくら2期工事及び浅間町工事について情報漏洩の事実を告白された時点で、さくら1期工事についても同様の談合が起きている可能性があることを認識し得た。そのため市長は調査の上、談合等不正行為の有無を明らかにして、談合等不正行為が確認された場合には、池田土木や関係当事者に対し、損害賠償請求を行うべきである。にもかかわらず、市長はそれを怠り、調査すら行っていない。

(イ) 求める措置等の内容

監査委員は、①市長に対し、さくら1期工事について関係当事者へ聴取するな

どして不正行為の有無について調査し、早期に明確にすること、②市長に対し、池田土木及び関係者に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

イ 四谷さくら公園（２期）拡張整備工事の談合行為について

(ア) 怠る事実等の内容

既に関係当事者の刑事事件において有罪判決が確定しているとおおり、さくら２期工事において談合が行われたことは明白である。

したがって、さくら２期工事に関する契約締結、及び契約に基づく請負代金の支払いが違法不当であることは明らかであるし、府中植木、村木元市議、塚田元部長の不法行為責任は明白であるにもかかわらず、市は上記関係当事者に対して損害賠償請求を怠っている。府中植木に対しては契約に基づき賠償金１０％を請求し支払いを受けているものの、損害としては賠償金１０％にとどまるものではない。その証左として、現在の府中市の条項では違約金３０％と設定している。

また、市長は、２０１９（令和元）年９月の時点で、塚田元部長から談合の事実を知り得ていながら、さくら２期工事を中断することもしない上、事実関係の調査等すらせず、当該工事を進行させて上記談合行為を追認し、最終的には、府中市から府中植木に対し、さくら２期工事代金を支払わせている。この市長の行為は、市に対する不法行為責任が成立するものであるところ、市は市長に対して、損害賠償請求を怠っている。

(イ) 求める措置等の内容

監査委員は、①市長に対し、府中市の被った損害を填補するため府中植木、塚田元部長、村木元市議に対する損害賠償請求を行うこと、②府中市に対し、市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

ウ 浅間町１丁目地内道路新設工事の談合行為について

(ア) 怠る事実等の内容

既に関係当事者の刑事事件において有罪判決が確定しているとおおり、浅間町工事において談合が行われたことは明白である。

したがって、浅間町工事に関する契約締結、及び契約に基づく請負代金の支払いが違法不当であることは明らかであるし、池田土木、玉川造園、臼井元市議、塚田元部長の不法行為責任は明白であるにもかかわらず、市は上記関係当事者に対して損害賠償請求を怠っている。池田土木に対しては契約に基づき賠償金１０％を請求し、支払いを受けているものの、損害としては賠償金１０％にとどまるものではない。その証左として、現在の府中市の条項では違約金３０％と設定している。

さらに、浅間町工事は、後に２９，１０９，３５３円もの高額な追加変更工事による請負代金を支払ったところ、当初から追加変更工事ありきで浅間町工事を落札金額と最低制限価格の差０円で落札したものと考えられるのであり、損害額としては２９，１０９，３５３円を下らない。

また、市長は、2019（令和元）年9月の時点で、塚田元部長から談合の事実を知り得ていながら、浅間町工事を中断することもしない上、事実関係の調査等すらせず、当該工事を進行させて上記談合行為を追認し、最終的には、府中市から池田土木に対し、浅間町工事代金を支払わせている。この市長の行為は、市に対する不法行為責任が成立するものであるところ、市は市長に対して、損害賠償請求を怠っている。

(イ) 求める措置等の内容

監査委員は、①市長に対し、池田土木、玉川造園、塚田元部長、臼井元市議に対する損害賠償請求を行うこと、②府中市に対し、市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

エ 浅間町1丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

(ア) 怠る事実等の内容

浅間町工事は、29,109,353円もの追加発注工事がなされている。もっとも、この追加発注工事は具体的・客観的必要性に乏しいものである。とりわけ、「公共工事に係る契約内容変更書」には、変更理由の一つとして財務局からの要請で樹木伐採等を増工する旨記載されているところ、関東財務局の負担により支出することであればいざ知らず、府中市において負担すべき性質のものでもない。仮に府中市において負担すべきであれば、当然当初の契約段階から予め工事範囲は確定していたはずである。したがって、この樹木伐採等の増工は、いっそう具体的必要性に欠如している。

また、池田土木の下請業者の一つが玉川造園であるところ、玉川が浅間町工事の最低制限価格を取得したこと、「下請負契約実績調書」によれば池田土木は玉川造園に対し主に伐採・植栽工を発注していたことが明らかである。そして、「変更種別内訳書」によれば、追加工事により付帯工が9,355,493円から23,850,078円と14,494,585円増額しているが、その付帯工の大半が樹木伐採・抜根工などであり、それらは玉川造園に発注したものとかがわかる。さらに、令和2年3月11日付け「契約変更協議書」によれば、実際に契約変更によって延長した工期は僅か2週間にとどまることなどすれば、談合行為が行われた当初から、この当該追加工事が行われることが想定されていた蓋然性が高い。

しかも、付帯工の増額分（14,494,585円）についても、伐採・抜根の対象となる数量ごとに単価を設定して積算したものとされているが、そもそも樹木を伐採・抜根するにあたっては数量の増加に応じて労力が大きく変わるものとは言えない可能性がある。樹木の伐採・抜根にあたり、たとえ対象が1本であっても、必要となる重機、人工等の用意が必要となり1日かけて行わざるを得ないこともある一方、対象が5本であっても1日かけて行うことは変わらないと考えられるからである。そうすると、追加発注工事の代金設定にも問題がある。

さらに、追加工事として契約変更をしているが、追加工事の規模等からして、

本来は追加工事による対応ではなく、そもそも別途入札等による対応を行うべきであった。加えて、契約変更当時、塚田元部長は都市整備部長の職のままであり、当該契約変更について決裁等、府中市としての行政決定に携わらせた可能性が高い。

以上からすれば、浅間町工事に係る請負契約締結、追加発注、及びそれらに基づく請負代金支払等について、違法不当な財務会計行為といえる。

また、池田土木、玉川造園はいずれも府中市に対し不法行為責任を負うべきであり、談合にかかわった臼井元市議、塚田元部長にも不法行為責任が及ぶ可能性がある。

それにもかかわらず、市は、的確な調査を行うことなく、上記関係当事者に対して、請負代金の返還請求や損害賠償請求を怠っている。池田土木に対しては契約に基づき賠償金10%を請求し支払いを受けているものの、損害としては賠償金10%にとどまるものではなく、損害額としては29,109,353円を下らない。

(イ) 求める措置等の内容

監査委員は、①市長に対し、浅間町工事について、関係当事者へ聴取するなどして違法性・不当性の有無等について調査し、早期に明確にすること、②市長に対し、池田土木、玉川造園、塚田元部長、臼井元市議に対する損害賠償請求等を行うなど、市ないし市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(3) 事実証明書一覧（請求書からの写し）

別紙「事実証明書一覧」のとおり

第2 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和4年4月21日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求により監査を求められた項目については、次の事項を監査対象とした。

(1) 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事の談合行為について

ア 談合等不正行為が行われたか、否か。

(2) 四谷さくら公園（2期）拡張整備工事の談合行為について

本件については、入札妨害など不法行為の発生は明白であるため、次のとおり監査を行う。

ア 入札妨害など不法行為により、市に財産的損害が発生しているか、否か。また、財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠る事実があるか、否か。

(3) 浅間町1丁目地内道路新設工事の談合行為について

本件については、入札妨害など不法行為の発生は明白であるため、次のとおり監査を行う。

ア 入札妨害など不法行為により、市に財産的損害が発生しているか、否か。また、財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠る事実があるか、否か。

(4) 浅間町1丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

ア 追加発注工事に係る財務会計行為については、違法又は不当な契約締結にあたるか、否か。また、違法又は不当な公金の支出にあたるか、否か。

2 監査対象部局

- (1) 総務管理部契約課（以下「契約課」という。旧：行政管理部契約課）
- (2) 都市整備部道路課（以下「道路課」という。旧：都市整備部土木課）
- (3) 都市整備部公園緑地課（以下「公園緑地課」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、本件請求人に対して令和4年5月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人より以下のとおり陳述が行われた。また、新たな証拠資料として、「市政会ホームページの写し（官製談合事件に係る陳情不採択について）」、「府中市官製談合事件に関する第4回公開質問状への回答」、「令和4年4月14日付読売新聞、同日付朝日新聞、同日付毎日新聞、同日付東京新聞、同日付赤旗の各記事写し」、「令和4年4月19日付都政新報の記事写し」、「令和4年4月24日付東京民報の記事写し」、「官製談合再発防止対策に係る府中市ホームページの写し」の提出があった。

なお、立会人2名、傍聴3名の参加があった。

<陳述要旨>（請求人の陳述内容のうち補充説明部分のみを要録した。）

(1) 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事の談合行為について

ア 今回の談合事件に対する高野市長と府中市議会の対応の特徴は、処分の基準をすべて警察の捜査に置き、自らは何も調べていないところにある。例えば証拠資料として提示をした第3回公開質問状の回答は「市として改めて調査し、告訴する余地はないものと認識しております」と述べているように市は独自調査を放棄している。私どもはこの対応を不服に思うものである。

証拠資料として提出した顛末書には当該課長及び課長補佐による全職員へのヒアリングが決定されたにもかかわらず、そうした調査行為を中止させて警察捜査に進んだことが述べられている。警察に依存し、市が調査をしないことが、市がすべきこと、できることを怠っていると考えられるものである。行政庁が処分行為を行う場合にはすべてに警察の捜査が必要ではない。疑わしい問題に対して府中市は自ら調査し処分を下す機能を発揮しないのか、という点を問うために、監査請求の第1に疑わしいさくら公園（1期）工事を取り上げた。警察が調査済ならその結果を入手し明示すべきであると考えられる。警察が捜査していないのなら市が調

べて結果を明示すべきである。

(2) 四谷さくら公園（２期）拡張整備工事の談合行為について

ア 関係者による違法行為によって府中市は入札妨害という民事上の損害を受けているのだから、刑事上の責任追及とは別に、市として全員に損害賠償を請求していただきたい。また、高野市長は違法工事を認識していたにもかかわらず、工事を中断せず、また調査もせず、事実上談合を追認しているのので市は市長にも損害賠償を求めるべきである。その根拠となる考え方を補足する。例として、労働災害の場合などでも四つの責任が知られている。刑事責任、行政責任、民事責任、社会的責任の４点が追及されるものである。今回の事件においても府中市は同様の考え方に基づいて市長を含む関係者に損害賠償を請求すべきであるし、怠ってはならないこととして監査請求したものである。

(3) 浅間町１丁目地内道路新設工事の談合行為について

ア 第３－３(2)アと同内容の補充説明があった。

(4) 浅間町１丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

ア 「浅間町道路新設工事」の当初工事請負金額は60,003,847円であった。そして、変更後金額は89,113,200円であった。一方、この変更理由は、関東財務局から「樹木伐採の影響範囲を増やすよう求められたため」という極めて不明確な理由とされ、また、なぜ府中市がそれを負担しなければならないかという依頼書も契約書も示されていない。そして、変更工事の内容は工事変更種別内訳書によって樹木伐採を中心とする付帯工規定額9,355,493円が23,850,078円に増額されていることがわかる。また、「下請負届」によれば元請け池田土木の下請けに玉川造園が入っており、つまり、元市議から直接情報を聞き出した談合当事者の玉川造園に大幅な追加工事費23,850,078円－9,355,493円＝増額14,494,585円がもたらされている。加えて、契約内容変更書の別紙にある変更概要の伐採・伐根本数合計と浅間町道路工事変更種別内訳書における伐採・伐根本数合計は当初予定40本変更後444本で一致しているが、証拠資料の撤去平面図によれば当初予定40本が変更後852本とされており、前述の444本と大幅に違い違っている。このような異例の大幅追加変更工事がなぜ許されたのか。変更設計検査では図面の照合はされていないのか。完了検査では指摘はなかったのか。9月の段階で談合認識のあった市長をはじめ関係職員たちはなにも問題提起をしなかったのか。市民としては、極めて重大な問題として指摘せざるを得ない。

(5) その他

ア 今回損害賠償の金額について明示していないが、金額の多寡によって判断が左右されるものではないと考える。監査請求書の「怠る事実の内容」の30%の記載は府中市が談合業者に請求できる違約金として工事請負金額の10%を30%に今回厳罰化した判断にならっている。すなわち、市長を含む関係者全員に少なくとも各工事金額の30%相当金額を損害賠償請求することを想定している。

4 監査対象部局に対する陳述

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である契約課、道路課、公園緑地課から弁明書及び関係資料の提出を受けるとともに、陳述の聴取を行った。内容については、第4「監査の結果」のとおりである。
なお、立会人4名、傍聴2名の参加があった。

第4 監査の結果

1 事実確認

監査対象事項について、監査対象部局より関係資料の提出を受けるとともに陳述の聴取等の実施、また、監査委員の監査等により次のことを確認した。

(1) 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事について

ア 契約内容

- (ア) 工事件名 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事
- (イ) 契約業者 池田土木株式会社
- (ウ) 契約金額 92,878,704円（税込）
変更後契約金額 94,866,984円（税込）
- (エ) 契約日 平成30年11月6日
- (オ) 工期 平成30年11月7日から平成31年3月29日まで
- (カ) 工事概要 四谷さくら公園の拡張整備事業計画に基づき1期拡張部分を施工するもの
施工面積 約3,100㎡、敷地造成、園路広場・修景施設等整備
- (キ) 変更内容 植栽周辺の客土入替えなどの設計変更
- (ク) 入札方法 公募型指名競争入札
参加条件は、市内に本店を有し入札参加資格取得後1年以上
一般土木工事の経営事項審査総合評定値800点以上
- (ケ) 入札日時 平成30年11月2日 午前10時00分執行
- (コ) 予定価格 96,195,000円（税抜）
- (サ) 最低制限価格 85,998,330円（税抜）
- (シ) 落札金額 85,998,800円（税抜）

(ス) 入札経過

入札参加業者名	入札金額(円)	摘要
池田土木(株)	85,998,800	落札
児玉建設(株)	86,590,000	
昭和建設(株)	—	辞退
(株)植寿園	86,138,000	
土方建設(株)	93,000,000	
(株)府中植木	96,550,000	
村上建設(株)	—	辞退
山一体育施設(株)	—	辞退

(セ) 支払完了日 平成31年4月17日

(ソ) 工事完了後、府中市検査事務規程第29条の規定に基づき、統括検査員による工事検査結果通知書の提出がなされており、工事内容に不備等は生じていない。

(2) 四谷さくら公園(2期)拡張整備工事について

ア 契約内容

(ア) 工事件名 四谷さくら公園(2期)拡張整備工事

(イ) 契約業者 株式会社府中植木

(ウ) 契約金額 123,424,488円(税込)

変更後契約金額 126,010,500円(税込)

(エ) 契約日 令和元年9月3日

(オ) 工期 令和元年9月4日から令和2年3月10日まで

(カ) 工事概要 四谷さくら公園の拡張整備事業計画に基づき2期拡張部分を施工するもの

施工面積 約7,900㎡、敷地造成、園路広場・修景施設等整備

(キ) 変更内容 土砂処分量の増による設計変更

(ク) 入札方法 公募型指名競争入札

参加条件は、市内に本店を有し入札参加資格取得後1年以上
一般土木工事の経営事項審査総合評定値800点以上

(ケ) 入札日時 令和元年8月28日 午前10時00分執行

(コ) 予定価格 124,257,000円(税抜)

(サ) 最低制限価格 112,204,071円(税抜)

(シ) 落札金額 112,204,080円(税抜)

(ス) 入札経過

入札参加業者名	入札金額(円)	摘要
池田土木(株)	118,800,000	
永成建設(株)	—	辞退
(株)植寿園	131,000,000	
土方建設(株)	135,000,000	
(株)府中植木	112,204,080	落札
村上建設(株)	143,600,000	

(セ) 支払完了日 令和2年4月9日

(ソ) 工事完了後、府中市検査事務規程第29条の規定に基づき、統括検査員による工事検査結果通知書の提出がなされており、工事内容に不備等は生じていない。

イ 談合等不正行為に係る事件の概要について

(ア) 公契約関係競売入札妨害並びにあっせん収賄及び贈賄

a 被告人

村木茂氏、田中善雄氏

b 起訴内容

(令和2年6月23日付起訴状) 令和元年8月28日に入札が行われた四谷さくら公園(2期)拡張整備工事に関して、同月22日頃に府中市議会議員であった村木氏は、株式会社府中植木代表取締役であった田中氏から依頼を受け、府中市都市整備部長であった塚田氏から、機密事項である最低制限価格及び予定価格を電話で聞き出した。村木氏は、これを田中氏に電話で教示し、田中氏が当該工事を最低制限価格と近似で落札することにより公正な入札の妨害をしたものである。(罪名:公契約関係競売入札妨害罪、罰条:刑法第96条の6第1項)

(令和2年8月26日付起訴状) 村木氏は、令和元年8月7日に田中氏から、四谷さくら公園(2期)拡張整備工事の最低制限価格及び予定価格を市から聞き出してもらいたいとの依頼を受けた。村木氏はこの依頼を受け、令和元年8月中旬から同月22日頃に、塚田氏に最低制限価格等を教示することを申入れ、職務上不正な行為をさせるようあっせんした。同年11月6日頃に、府中駅前の喫茶店において、田中氏があっせんの報酬として現金100万円を供与し、村木氏がこれを収受したものである。(罪名:あっせん収賄及び贈賄、罰条:刑法第197条の4、刑法第198条)

c 判決

村木氏を懲役2年6か月、田中氏を懲役1年4か月に処する。ただし、この裁判が確定した日から、村木氏に対し5年間、田中氏に対し3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。また、村木氏に対し、金100万円を追徴する旨の判決が言い渡された。

なお、村木氏については、令和2年6月24日付で府中市議会議員を辞職している。

(イ) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反

a 被告人

塚田雅司氏

b 起訴内容

令和元年8月28日に入札が行われた四谷さくら公園（2期）拡張整備工事に関して、同月22日に府中市議会議員であった村木氏に対して、機密事項である最低制限価格及び予定価格を電話で教示した。また、令和元年9月11日に入札が行われた浅間町1丁目地内道路新設工事に関して、同年8月29日から30日までの間に臼井氏に対して、機密事項である最低制限価格及び予定価格を電話で教示した。これらの機密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったものである。（罪名：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、罰条：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）

c 判決

懲役1年6か月に処する。ただし、この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する旨の判決が言い渡された。

なお、塚田氏については、令和2年12月17日、刑が確定したことにより、地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき失職している。

ウ 業者に対する賠償請求について

市は、刑法第96条の6第1項に規定する公契約関係競売等妨害による刑が確定したことから、契約条項第46条の2第1項の規定に基づき、賠償金額12,601,050円（契約金額126,010,500円の10分の1の額）を令和3年5月21日付で契約業者である㈱府中植木代表取締役へ請求し、収入済である。また、同賠償請求は、市の損害発生によるものではなく、「賠償の予定」として予め契約条項上定めていた内容に伴うものであり、刑の確定により行ったものである。

なお、関連する府中市契約条項を一部抜粋して掲載する。

（談合その他不正行為による解除）

第43条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第46条の2 乙は、第43条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

また、現在の府中市契約条項については、令和3年10月1日より不正行為による違約金に関する特約条項を設け、談合その他不正行為があった場合、「違約金として、契約金額（請負金額の変更があった場合には変更後の額）の10分の3に相当する額を支払わなければならない。」と定めている。

(3) 浅間町1丁目地内道路新設工事について

ア 契約内容

- (ア) 工事件名 浅間町1丁目地内道路新設工事
- (イ) 契約業者 池田土木株式会社
- (ウ) 契約金額 60,003,847円(税込)
変更後契約金額 89,113,200円(税込)
- (エ) 契約日 令和元年9月17日
- (オ) 工期 令和元年9月18日から令和2年3月13日まで
変更後工期 令和元年9月18日から令和2年3月26日まで
- (カ) 工事概要 府中基地跡地留保地隣接道路における歩行者空間に係る課題の解消のため、自転車歩行者専用道路の新設工事を行うもの
施工延長486.5m、施工幅員4m
- (キ) 変更内容 影響範囲の樹木伐採の増などによる設計変更
変更理由 道路築造のため堀削した際に、地中より不明なコンクリート塊やアスファルト塊が縦断的に出てきたため、撤去工及び処理費を増工するもの。本工事は財務省関東財務局所有の府中基地跡地の敷地を無償で借り受け、工事を行っているものであり、工事の施工に際して、財務局より樹木伐採の影響範囲を増やすよう求められたため、伐採・抜根工、剪定工及び伐竹を増工するもの。当初設計では府中基地跡地側に設ける法面は張芝にて保護することとしていたが、財務局からの要望により、防草シートでの保護に変更するもの。照明灯は小金井街道に占有している電柱に共架することとしていたが、府中基地跡地側に建っている電柱を、小金井街道の車道側に移設する可能性が生じたため、防犯灯設置工を減工するもの。
- (ク) 入札方法 公募型指名競争入札
参加条件は、市内に本店を有し入札参加資格取得後1年以上
一般土木工事の経営事項審査総合評定値800点以上
- (ケ) 入札日時 令和元年9月11日 午前10時00分執行
- (コ) 予定価格 61,429,000円(税抜)
- (サ) 最低制限価格 54,548,952円(税抜)

(シ) 落札金額 54,548,952円(税抜)

(ス) 入札経過

業者名	入札金額(円)	摘要
池田土木(株)	54,548,952	落札
永成建設(株)	—	辞退
(株)大宇工業	57,600,000	
児玉建設(株)	52,100,000	最低制限価格未満のため失格
(株)フクオ工業	54,785,000	
(株)府中植木	—	辞退
村上建設(株)	58,817,000	

(セ) 支払完了日 令和2年4月21日

(ソ) 工事完了後、府中市検査事務規程第29条の規定に基づき、統括検査員による工事検査結果通知書の提出がなされており、工事内容に不備等は生じていない。

イ 談合等不正行為に係る事件の概要について

(ア) 公契約関係競売入札妨害

a 被告人

臼井克寿氏、玉川龍昭氏、池田伸夫氏

b 起訴内容

令和元年9月11日に入札が行われた浅間町1丁目地内道路新設工事に関して、株式会社玉川造園の代表であった玉川氏からの依頼を受けた府中市議会議員であった臼井氏が同年8月29日から30日までの間に都市整備部長であった塚田氏から最低制限価格及び予定価格を聞き、これを同月30日に臼井氏が玉川氏に、玉川氏が池田土木株式会社の代表であった池田氏に電話で伝えた。これを受けて、池田氏が当該工事を最低制限価格と同額で落札することにより、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行ったものである。(罪名：公契約関係競売入札妨害罪、罰条：刑法第96条の6第1項)

c 判決

臼井氏を懲役1年6か月、玉川氏及び池田氏をそれぞれ懲役1年に処する。ただし、被告人らに対し、この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する旨の判決が言い渡された。

なお、臼井氏については、令和2年6月24日付で府中市議会議員を辞職している。

(イ) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反

第4-1(2)イ(イ)に記載のとおり。

ウ 業者に対する賠償請求について

市は、刑法第96条の6第1項に規定する公契約関係競売等妨害による刑が確定したことから、契約条項第46条の2第1項の規定に基づき、賠償金額8,911,320円(契約金額89,113,200円の10分の1の額)を令和3年5月21日付で契約業者である池田土木㈱代表取締役へ請求し、収入済である。

なお、関連する府中市契約条項については、第4-1(2)ウに記載のとおりである。

(4) 浅間町1丁目地内道路新設工事における追加発注工事について

ア 契約内容

第4-1(3)アに記載のとおり。

イ 付帯工部分の変更金額について

契約変更による付帯工の増分内訳については、別紙「契約種別内訳書(付帯工部分の抜粋)」のとおりである。

2 監査対象部局による説明

監査対象部局による弁明及び監査委員による質問により、概ね次のとおりの説明があった。

(1) 四谷さくら公園(1期)拡張整備工事の談合行為について

ア 入札額と最低制限価格が僅差であることから直ちに不正行為があったと認定することはできない。市においては、官製談合事件となった四谷さくら公園(2期)拡張整備工事及び浅間町1丁目地内道路新設工事の捜査の段階で、警察に当該工事に係る資料を押収されたほか、警察からの求めを受け、資料の任意提出にも応じている。

イ 警察においては、市から押収した資料や任意提出された資料に基づき、今回起訴された事件以外についても広く捜査を行い、その捜査はすでに終結しているところである。

ウ 市が全面的に警察の捜査に協力する中、警察における捜査も全般的に尽くされている以上、当該工事について、改めて市において不正行為の有無を調査する必要はない。

エ 当該工事について、落札金額が最低制限価格と僅差であること、また、工事も契約内容どおりに履行されている以上、市が被った損害はないものとする。

以上、ア～エの理由から、請求人が求める市長等に対し府中市の被った損害を填補するための措置を講ずる必要性は認められない。

(2) 四谷さくら公園(2期)拡張整備工事の談合行為について

ア 当該工事については、入札金額と最低制限価格の差が9円となったが、現時点とは異なり、当該工事契約当時には、官製談合の事実は明らかとはなっていない。金額差だけをもって不正行為及び談合があるとは言い切れず、当該契約締結自体に違法不当はない。

イ 当該工事の工期中、塚田元部長の報告により最低制限価格の情報の漏洩が判明したが、警察と相談した結果、捜査に影響が出ることを考慮し、工事は継続することとしたものである。

ウ 当該工事に係る工事代金の支払については、塚田元部長らが逮捕される前に完了を迎えたため、市が代金未払いの債務不履行責任を負うことがないよう、当時の契約に基づき行ったものであり、これに係る違法不当はない。

エ 公契約関係競売入札妨害罪の刑が確定したことを受け、事業者に対しては、契約条項に基づき賠償金を請求しており、市としてしかるべき対応を取っている。なお、現在の契約条項にある違約金を30%とする規定の適用については、官製談合事件後の再発防止対策の中で、抑止力を高め、より厳罰化を図る目的で見直したものであり、当時の契約に遡って適用することはできない。

オ 当該工事について、落札金額が最低制限価格と僅差であること、また、工事も契約内容どおりに履行されている以上、市が被った損害はないものとする。

以上のア～オの理由から、請求人が求める市長等に対し府中市の被った損害を填補するための措置を講ずる必要性は認められない。

カ 仮に談合等不正行為を行った業者を排除し、自由競争を行った場合の損害発生の可能性について、監査委員が確認をしたところ、現在の平均落札率を考慮すると、落札金額は上がった可能性が高いと考えられるとのことである。

(3) 浅間町1丁目地内道路新設工事の談合行為について

ア 当該工事については、入札金額と最低制限価格が同額であったことから、業者に対しヒアリングを行った。その中では、不正行為を行ったという確証がなかったため、当時の契約締結については問題ないものと判断している。

イ 当該工事の工期中、塚田元部長の報告により最低制限価格の情報の漏洩が判明したが、警察と相談した結果、捜査に影響が出ることを考慮し、工事は継続することとしたものである。

ウ 当該工事に係る工事代金の支払については、塚田元部長らが逮捕される前に完了を迎えたため、市が代金未払いの債務不履行責任を負うことがないよう、当時の契約に基づき行ったものであり、これに係る違法不当はない。

エ 公契約関係競売入札妨害罪の刑が確定したことを受け、事業者に対しては、契約条項に基づき賠償金を請求しており、市としてしかるべき対応を取っている。なお、現在の契約条項にある違約金を30%とする規定の適用については、当時の契約に遡って適用することはできない。

オ 当該工事について、落札金額が最低制限価格と同額であること、また、工事も契約内容どおりに履行されている以上、市が被った損害はないものとする。

以上のア～オの理由から、請求人が求める市長等に対し府中市の被った損害を填補するための措置を講ずる必要性は認められない。

カ 仮に談合等不正行為を行った業者を排除し、自由競争を行った場合の損害発生の可能性について、監査委員が確認をしたところ、現在の平均落札率を考慮すると、落札金額は上がった可能性が高いと考えられるとのことである。

(4) 浅間町1丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

ア 浅間町1丁目地内道路新設工事（以下「本工事」という。）は、府中基地跡地留保地隣接道路（都道小金井街道）における歩行者空間に係る課題を解消するため、自転車歩行者専用道路を新設したもので、当該道路の新設に当たっては、財務省関東財務局（以下「財務局」という。）と国有財産無償貸付契約を締結し、国有財産の無償貸付を受けている。

イ 本工事に関しては、契約締結後に改めて樹木の伐採・抜根等を含む契約変更（以下「本件契約変更」という。）を行った。本件契約変更は、単に工事を追加しただけではなく、不要となった工事を行わないこととし、費用を減額する等の変更を含むものである。本件契約変更により新たに生じた費用の大半は伐採及び伐根並びにこれらの処理費用が占めている。新たに伐採・伐根が必要となったのは、本工事が財務局の用地管理上必要な敷地内通路の機能維持に影響を及ぼすとして、原因者である本市に対して、本工事の契約締結後に財務局が要請をしたためであり、本市が負担することに不当性は認められない。

ウ 本件契約変更にかかる代金設定については、積算基準（平成30年8月東京都市建設行政協議会）に基づき算出しており、積算に問題はない。

エ 本件契約変更を新規契約ではなく契約変更としたことについては、上記の事情のほか、経費及び工期の課題、行政上の要請等の諸般の事情を総合的に考慮し「現に施行中の工事と分離して施行することが困難」と判断したため、府中市契約事務規則第48条の2及び設計変更等の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、対応したものである。

なお、関連する規則及び要綱を次のとおり抜粋して掲載する。

府中市契約事務規則

（契約変更）

第48条の2 設計変更等に伴い契約の変更を必要とする場合は、別に定める手続によらなければならない。

設計変更等の取扱いに関する要綱

（新たな契約）

第5条 第4条の規定にかかわらず、設計変更見込額が契約金額の20パーセントを超えるものについては、現に施行中の工事と分離して施行することが困難なものを除き、新たな契約をするものとする。

オ 本件契約変更に係る工事代金の支払については、市が代金未払いの債務不履行責任を負うことがないよう、契約に基づき行ったものであり、これに係る違法不当はない。

カ 以上から、市が被った損害はないものとする。

以上ア～カの理由から、請求人が求める市長等に対し府中市の被った損害を填補するために必要な措置を求める必要性は認められない。

キ 追加発注工事に係る時系列を確認したが、次のとおりである。

本工事契約は令和元年9月17日に契約を締結して同年9月18日から工期を

開始している。追加部分の要望については、同年9月18日から10月15日の間に国との協議の中で、口頭による要請があった。関東財務局との国有財産無償貸付契約は同年10月15日に契約を締結している。工事については、当初契約の伐採等に加えて追加部分も同年10月から12月にかけて工事を進め、本来の道路工事やフェンス等の工事を同年12月から3月にかけて実施した。契約変更理由として、樹木等の伐採のほかにも街路灯の設置がなくなったこと、地中に撤去すべきコンクリートの埋設物があったこと、また法面の施工については芝から防草シートへの変更など何点かあり、これらの積算や数量の確定に時間を要し工期末である同年3月26日に契約変更となったものである。

ク 積算基準の樹木・伐採単価については、数量の増減により単価の変動が生じるものではない点を確認した。

ケ 分離して発注することが困難な具体的な理由を確認したが、次のとおりである。

仮に別の工事として行うとすると、法面を掘り返す、防草シートをやり直すことなど元の工事に影響が出てくることとなる。加えて、工期面でも新たな契約とするためには調査設計、契約行為の事務手続き、財務局との調整も必要になり、同時に施工するより時間も経費も要することが想定される。また、同工事については、地域住民や議会からの強い要請があったものであり、本来ならば翌年開催されるはずのオリンピックの自転車競技のルートにも小金井街道がなっていたので、観戦ポイントとして早い完成を目指さなければならない背景もあった。

これらを総合し、施工中の工事を分離して実施するのは困難と判断して契約変更で対応をしたものである。

コ 請求人への陳述の際、補充説明として、当該工事に係る樹木伐採・伐根の数量について、撤去平面図に記載されている数量と契約内容変更書及び変更種別内訳書に記載されている数量に大きな違いがある旨の指摘がなされた。これについては、職員への陳述時に確認したところ、当該図面は現地確認のためのものであり、草刈りや竹なども含めた全体数量の把握をするため、多くの掲載がされている。なお、これらは、伐採・伐根での積算に適さないものであり、機械除草・集草・積込運搬の種別で別途積算をされている点を確認した。

3 監査委員の判断

結論

「第1監査の請求 4請求の要旨 (2)請求の具体的な内容」の求める措置等内容のうち、ア(イ)の①、エ(イ)の①については受理後の却下とし、その余の請求項目は、請求を棄却する。

理由は以下のとおりである。

(1) 四谷さくら公園（1期）拡張整備工事の談合行為について

ア 談合等不正行為が行われたか、否か。

(ア) 本件において、談合等不正行為を直接裏付ける具体的な証拠は確認できない。入札談合については、その立証が困難な違法行為であり、入札の結果だけか

ら、入札談合があったのかまたは自由競争によるのかを見分けることが困難である。最低制限価格に近い落札結果であっても、入札談合があったのではないかと疑う場合はあり得ることだが、そのことだけで入札談合の存在が決定づけられるものではない。「誰が、いつ、どこで、どんな風に談合をしたか」といった具体的な事実の指摘がないと、入札談合があると断定することはできない。

(Q&A住民訴訟の法律実務第三巻「入札において談合があった場合の損害額はどのように算定すべきか」新日本法規出版より)

これを本件請求についてみると、監査の結果、不正・談合を直接裏付ける具体的事実は確認できなかった。また、請求及び陳述の時点において、請求人から不正・談合を直接裏付ける証拠の提出はなく、事実証明書一覧でも確認することはできなかった。

以上のことから、四谷さくら公園（1期）拡張整備工事において、請求人が求める損害賠償請求権の行使については、談合等不正行為の事実が確認できないため、市の業者、関係者に対する損害賠償請求権があるとは認められず、また、損害賠償請求権があることを前提にした必要な措置は認められない。

- (イ) 請求人は、市長に対し不正行為の有無について市が調査し、早期に明確にすることを求めているが、地方自治法において、監査請求の対象となる行為は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条第1項）。」と定められている。

これを本件請求についてみると、請求人は市が行うべき調査を怠っている旨の主張を行っているが、この「調査」は、地方自治法が規定する住民監査請求が対象とする「財務会計行為」に該当せず、また、必要な措置を講ずべき対象ではないと判断する。したがって、本件は、請求要件を満たさない不適法な請求であると言わざるを得ない。

- (2) 四谷さくら公園（2期）拡張整備工事の談合行為について

ア 入札妨害など不法行為により、市に財産的損害が発生しているか、否か。また、財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠る事実があるか、否か。

- (ア) 本件において、市に財産的損害の発生は確認できない。

請求人は、当該工事の談合行為の結果、市長に対し、府中市の被った損害を填補するため、業者、元市職員、元市議に対する損害賠償請求を行うこと。ま

た、府中市に対し、市長に対する損害賠償請求を行うことを求めている。

不法行為による損害賠償については、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（民法709条）」とされ、不法行為の成立要件は一般的に、①被害者に権利または法律上保護されるべき利益があること、②加害者が被害者の権利または法律上保護される利益を侵害する加害行為（違法行為）をしたこと、③加害者に故意または過失があること、④被害者に損害が発生したこと、⑤加害行為と損害との間に因果関係があることであり、不法行為の成立要件のすべてが具備された場合に、加害者に対する損害賠償請求権が被害者に発生することとなる。また、住民監査の対象となる行為等は、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ」というべきである（最高裁平成6年9月8日判決）」とされている。したがって、損害賠償請求権の行使においては、不法行為の結果、市に財産的損害が発生していることが要件となる。

損害とは、財務会計上の違法行為が行われなかったならば存在したであろう利益と、現に違法行為が行われた場合の利益の差を言うものと解される。（最高裁昭和55年2月22日判決）また、入札談合があった場合に地方公共団体に生じる損害額は、入札談合が行われずに自由競争を経た場合に形成されたであろう想定価格と現実の落札価格（契約金額）との差額相当額であると解される。（Q&A住民訴訟の法律実務第三巻「入札において談合があった場合の損害額はどのように算定すべきか」新日本法規出版より）なお、当該契約において採用された「公募型指名競争入札（令和3年10月1日より廃止）」とは、指名業者審査委員会で審査した資格・要件を定めて入札参加者を募り、申し出のあった者で資格・要件が合うものを指名し、価格による競争を行うもので、予定価格5千万円以上7億円未満の工事に採用される。また、予定価格については、工事を担当する課で積算した設計金額により定めており、その積算にあたっては、最新の公共工事設計労務単価に基づき定められた積算標準単価を採用し、算出している。最低制限価格については、その価格を下回る金額では契約内容に適合した履行がなされない恐れがあるものとして、その価格により入札した者を落札者とししない制度で、指名競争入札に採用している。最低制限価格の算出については、多くの自治体と同様に、国の省庁等の担当で構成する「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」が定めるモデルが示す計算方法を採用し、予定価格から算出している。

これを本件についてみると、最低制限価格と僅差での入札において、市に財産的損害は認められない。仮に、談合等不正行為を行った業者を排除し、自由競争による入札を実施したとしても、平均落札率などを考慮すれば、落札金額は上がった可能性が高いと考えられる。

なお、請求及び陳述の時点において、請求人から市に発生した損害内容の具体的摘示はなかった。

したがって、請求人が求める損害賠償請求権の行使については、市における財産的損害の発生が確認できないため、市長の業者、元職員、元市議に対する損害賠償請求権及び市の市長に対する損害賠償請求権があるとは認められず、また、損害賠償請求権があることを前提にした必要な措置は認められない。

- (イ) なお、請求人は、市長は2019（令和元）年9月の時点で談合の事実を知りえていながら、当該工事を中断することもしないうえ、事実関係の調査等せず、当該工事を進行させ、談合行為を追認し、工事代金を支払っている。この市長の行為は、市に対する不法行為責任が成立すると主張しているが、府中市契約条項第43条の3に定める「談合その他不正行為による解除」は、いずれも刑等の確定を要件としている。また、同条項20条に定める「工事の中止」、同条項44条に定める「協議解除」はいずれも財務会計上の裁量的行為であると言える。

一般に、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（最高裁平成25年3月28日判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。これを本件についてみると、該当工事の工期中、塚田元部長の報告により最低制限価格の情報の漏洩が判明したが、市は警察と相談した結果、捜査に影響が出ることを考慮し、また、事実の確認ができない状況において、工事は継続することとしたものである。

以上の事情のもとにおいては、本件財務会計行為に関し、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。したがって、本件財務会計行為は違法又は不当であるということとはできない。

なお、府中市契約条項（当時）を次のとおり一部抜粋して掲載する。

府中市契約条項

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

（談合その他不正行為による解除）

第43条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提訴されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（協議解除）

第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

(3) 浅間町1丁目地内道路新設工事の談合行為について

ア 入札妨害など不法行為により、市に財産的損害が発生しているか、否か。また、財産の管理（損害賠償請求権の行使）を怠る事実があるか、否か。

(ア) 本件において、市に財産的損害の発生は確認できない。

法規範等については、第4-3(2)ア(ア)と同様である。

これを本件についてみると、最低制限価格と同額での入札において、市に財産的損害は認められない。仮に、談合等不正行為を行った業者を排除し、自由競争による入札を実施したとしても、平均落札率などを考慮すれば、落札金額は上がった可能性が高いと考えられる。

なお、請求及び陳述の時点において、請求人から市に発生した損害内容の具体的な摘示はなかった。

したがって、請求人が求める損害賠償請求権の行使については、市における財産的損害の発生が確認できないため、市長の業者、元職員、元市議に対する損害賠償請求権及び市の市長に対する損害賠償請求権があるとは認められず、また、損害賠償請求権があることを前提にした必要な措置は認められない。

(イ) なお、工事の中断等に係る事項については、第4-3(2)ア(イ)と同様である。

(4) 浅間町1丁目地内道路新設工事における違法不当な追加発注工事について

ア 追加発注工事に係る財務会計行為については、違法又は不当な契約締結にあたるか、否か。また、違法又は不当な公金の支出にあたるか、否か。

(ア) 追加発注工事は、市が行うべき工事である。

第4-2(4)ア及びイに記載のとおり、市が負担すべき工事であることは明白である。

(イ) 契約変更による追加発注工事の手続きに違法・不当性はない。

追加発注工事を新規契約としなかった経緯については、第4-2(4)エ及びケで確認したとおりである。

本市における契約変更に係る規則は、設計変更等に伴い契約の変更を必要とする場合は、別に定める手続によらなければならない（府中市契約事務規則第48条の2）。とされ、設計変更見込額が契約金額の20パーセントを超えるものについては、現に施行中の工事と分離して施行することが困難なものを除き、新たな契約をするものとする。（設計変更等の取扱いに関する要綱第5条）と定められている。これを本件についてみると、設計変更見込額が契約金額の20パーセントを超える工事に該当するが、分離して施行することが困難な理由としては、第4-2(4)エ及びケに記載のとおりである。一般に、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（最高裁平成25年3月28日判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

以上の事情のもとにおいては、本件財務会計行為に関し、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。したがって、本件財務会計行為は違法又は不当であるということとはできない。

(ウ) 工事代金の設定に違法・不当性はない。

工事代金の設定については、積算基準（平成30年8月東京都市建設行政協議会）に基づき算出がされており、違法・不当な点は確認できなかった。

なお、単価については数量の変動により、価格の増減が生じる構造ではない点を確認した。

以上の事情のもとにおいては、各経緯などを確認しても違法・不当性がある点は確認できない。したがって、本件財務会計行為は違法又は不当であるということとはいえないので、市長の業者、元職員、元市議に対する損害賠償請求権があるとは認められず、また、損害賠償請求権があることを前提にした必要な措置は認められない。

(エ) 請求人は、市長に対し当該追加発注工事に係る不正行為の有無について調査し、早期に明確にすることを求めているが、第4-3(1)ア(イ)の記載と同様の判断をする。したがって、本件は、請求要件を満たさない不適法な請求であると言わざるを得ない。

以上の判断から、「第1監査の請求 4請求の要旨 (2)請求の具体的な内容」の求める措置等内容のうち、ア(イ)の①、エ(イ)の①については受理後の却下とし、その余の請求項目については、請求人の主張には理由がないので請求を棄却することとした。

別紙「事実証明書一覧」 第1-4(3)関係

事実証明書一覧

番号	名称
1	令和2年 府中市官製談合事件の概要
2	対象工事請負契約の入札結果及び契約内容
3	本市職員の官製談合防止法違反事件について 府中市ホームページより
4	府中市職員逮捕を受けた市長会見要旨 6/2 府中市役所会議室
5	『市長からのお詫び』、『事件概要等の説明』、『質疑応答』
6	広報ふちゅう 8/11版 「市長コラム」95
7	府中市議会HPより (2020.6.23村木白井起訴、2020.6.30加藤辞職)
8	朝日新聞 6/3朝刊『昨秋「白白」し発覚』
9	朝日新聞 6/3朝刊24面『官製談合の疑い6人逮捕』
10	朝日新聞 6/3夕刊『別の工事情報も要求か』6/5『官製談合で調査機関』
11	読売 (2020.6.3~6.5)
12	産経ニュース6/9【ニュースルーペ】府中市官製談合逮捕1週間 市議ら執拗に漏洩迫ったか
13	読売新聞 6/25多摩版『府中市長減給案可決』
14	東京新聞 6/25朝刊『起訴の市議2人辞職』
15	朝日新聞 8/6『元府中市議、収賄容疑で逮捕』
16	読売新聞 8/6多摩版『元府中市議再逮捕「残念」』
17	朝日、読売、東京 8/27朝刊『贈賄認める』
18	朝日、赤旗 9/1朝刊『市民が公開質問状』
19	毎日 (加藤実名報道) 朝日、東京、読売 (2020.10.29塚田公判)
20	公開質問状等回答 (第1回9.14、第2回10.26、第3回2021.2.4、第4回6.3、出前講座要望8.19、第5回9.21) ※第4回回答は、一部のみ
21	陳情等 (2020.11.25、2021.8.25)
22	「かえる会」官製談合意見交換会 資料
23	塚田元部長顛末書 (2019 (R1) 9.30)
24	四谷さくら公園 (1期) 拡張整備工事等の契約状況について、入札経過調書等
25	四谷さくら公園 (1期) 拡張整備工事に係る内訳明細書、入札予定価格書、契約書、契約変更協議書及び承諾書、支出命令票、並びに、四谷さくら公園 (2期) 拡張整備工事・浅間町1丁目地内道路新設工事に係る内訳明細書 (起工時及び変更時)、入札予定価格書、契約書、契約変更協議書及び承諾書、支出命令票、賠償金の請求について、納入済通知書等
26	浅間町1丁目地内道路新設工事 契約図面、変更図面、変更参考図面、下請負届、四谷さくら公園拡張整備工事1期及び2期 下請届
27	浅間町1丁目地内道路新設工事の変更起工書 工事内容変更書
28	工事請負契約書・契約変更協議書・承諾書 (四谷さくら公園 (1期) 拡張整備工事)

別紙「契約種別内訳書（付帯工部分の抜粋）」 第4-1(4)イ関係

[工事名] 浅間町1丁目地内道路新設工事 第 7号						
変 更 種 別 内 訳 書 (数量・金額欄 上段：既定、下段：変更)						
種別・細別・内訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
付帯工					9,355,493 23,850,078	
付帯工					9,355,493 23,850,078	
ネットフェンス 設置工	H1800	486.2 486.2	m	13,196	6,415,895 6,415,895	V0000000013
フェンス門扉設 置工	H1800 W4000	1 1	箇所	218,510	218,510 218,510	V0000000014
樹木伐採・抜根 工	幹回り0～29cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	7 173	本	7,916	55,412 1,369,468	V0000000015 変
樹木抜根工	幹回り0～29cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	0 3	本	3,264	0 9,792	V1000000015 第 5号表 新
樹木伐採・抜根 工	幹回り30～59cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	21 116	本	21,784	457,464 2,526,944	V0000000016 変
樹木抜根工	幹回り30～59cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	0 5	本	7,249	0 36,245	V1000000016 第 6号表 新
樹木伐採・抜根 工	幹回り60～89cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	3 53	本	51,608	154,824 2,735,224	V0000000017 変
樹木抜根工	幹回り60～89cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	0 6	本	18,600	0 111,600	V1000000017 第 7号表 新
樹木伐採・抜根 工	幹回り90～119cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	6 31	本	91,038	546,228 2,822,178	V0000000018 変
樹木抜根工	幹回り90～119cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	0 6	本	35,255	0 211,530	V1000000018 第 8号表 新
樹木伐採・抜根 工	幹回り120～149cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	2 8	本	159,323	318,646 1,274,584	V0000000019 変
樹木抜根工	幹回り120～149cm、伐採 ・抜根材運搬費含む	0 7	本	63,604	0 445,228	V1000000019 第 9号表 新

[工事名] 浅間町1丁目地内道路新設工事
第 7号

変 更 種 別 内 訳 書

(数量・金額欄 上段：既定、下段：変更)

種別・細別・内訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
樹木伐採・抜根工	幹回り150~199cm、伐採・抜根材運搬費含む	0 5	本	262,418	0 1,312,090	V0000000027 第 10号表 新
樹木抜根工	幹回り150~199cm、伐採・抜根材運搬費含む	0 3	本	115,541	0 346,623	V1000000027 第 11号表 新
樹木伐採・抜根工	幹回り200以上、伐採・抜根材運搬費含む	1 2	本	430,807	430,807 861,614	V0000000020 変
樹木抜根工	幹回り200以上、伐採・抜根材運搬費含む	0 3	本	213,596	0 640,788	V1000000020 第 12号表 新
伐竹		0 240	m ²	4,000	0 960,000	F0000000018 新
ネットフェンス撤去工	H1800	491.1 491.1	m	1,444	709,148 709,148	V0000000021
フェンス門扉撤去工		1 1	箇所	1,359	1,359 1,359	V0000000022
道路照明撤去工	歩道照明（灯柱）及び引込柱	5 5	本	9,440	47,200 47,200	S0877140 A2, B1
機械除草(ハンドカ ット式)・集草・ 積込運搬	運搬距離6.5km以下 ダンプトラック 2t 積級	0 3,462	m ²	67	0 231,954	SP430550 A1, B1 新
高木剪定工	幹回り30~59cm 道路側のみ	0 3	本	2,771	0 8,313	V0000000028 第 13号表 新
高木剪定工	幹回り60~89cm 道路側のみ	0 2	本	4,166	0 8,332	V0000000029 第 14号表 新
高木剪定工	幹回り90~119cm 道路側のみ	0 3	本	6,937	0 20,811	V0000000030 第 15号表 新
高木剪定工	幹回り120~149cm 道路側のみ	0 3	本	12,462	0 37,386	V0000000031 第 16号表 新
高木剪定工	幹回り150~180cm 道路側のみ	0 7	本	20,794	0 145,558	V0000000032 第 17号表 新

